

令和 6 年度茨城県立医療大学海外実習企画旅行業務の公募に係る説明書

令和 6 年度茨城県立医療大学海外実習企画旅行業務に係る公募型プロポーザルの執行及び契約の締結にあたり、必要な手続き等については関係法令によるほか、この説明書によるものとする。

1 業務の概要

- (1) 業務名 令和 6 年度茨城県立医療大学海外実習企画旅行業務
- (2) 業務の目的 諸外国の事例を通じて多職種協働や母子保健活動の理解を深め、21 世紀における保健医療福祉の目標を共有するとともに専門職的志向を育む基本的態度を養うことを目的とする。
- (3) 業務の内容 業務委託仕様書のとおり
- (4) 旅行期間 令和 6 年 9 月 3 日（火）から令和 6 年 9 月 9 日（月）
- (5) 見積限度額 一人当たり 550,000 円（消費税を含む）以内

2 参加者の資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく物品調達等競争入札参加者資格があること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 条）第 2 条第 1 号から第 3 号に規定する者でないこと。
- (6) 受注型企画旅行を取り扱うことのできる旅行業者として、観光庁長官から登録を受けていること。

3 提出書類及び提出部数等

- (1) 提出書類及び提出部数
企画の提案をしようとする者は、次により企画提案書等を作成し提出すること。
 - ① 企画提案提出書（様式第 1 号） 1 部
 - ② 企画提案書（任意様式） 8 部企画提案書には、次に示す事項については、必ず記載すること。
 - (ア) 提案のポイント

- (イ) 行程
- (ウ) 実習内容
- (エ) 安全管理体制
- (オ) 過去5年間の同種又は類似業務の実績
- ③見積書（任意様式） 1部
 - ※項目ごとに内訳を明示すること。
- ④会社概要（パンフレット等） 1部
- ⑤参加資格確認申請書（様式第2号） 1部
- (2) 提出期限
 - ① (1) ⑤については、令和6年5月2日（木）正午まで
 - ② (1) ①～④については、令和6年5月16日（木）正午まで
- (3) 提出先（担当課） 茨城県立医療大学教務課
 - 〒300-0394 茨城県稲敷郡阿見町阿見 4669 番地 2
 - 電話 029-840-2111 FAX029-840-2301
- (4) 提出方法
 - 持参又は郵送（送付記録が残るもの）に限る。

4 評価項目及び審査方法

(1) 評価項目

提出された企画提案書は、大学内に設置した審査委員会において、次の項目により総合的に評価し選考するものとする。

- ①全般：目的の理解度、実施の意欲、類似の業務実績等
- ②実習プラン：有意義な実習内容であるか、費用対効果が高い内容であるか等
- ③安全管理：適切な安全管理体制が確保されているか
- ④経費：適切な費用積算が行われているか

(2) 審査方法

審査は二段階に分けて行う。

①一次審査（書類審査）

本プロポーザル参加者が4者を超えた場合は、書類審査により4者を選定する。

ただし、参加者が4者を超えなかった場合は、一次審査は行わないものとする。

②二次審査（プレゼンテーション）

一次審査により選定された提案者は、提出した企画提案書に基づき、プレゼンテーションを行うものとする。

(ア) 日 時 令和6年5月23日（木）13時10分～14時40分

※詳細な時間・場所については、一次審査の結果と共に別途通知する。

(イ) 説明時間 約15分間

(ウ) 質疑応答 約5分間

(3) 選定結果の通知

一次審査、二次審査の選定結果については、決定後速やかに書面により通知する。

5 質問の受付

(1) 質問方法

本説明書の内容に関する質問については、質問票（別記様式）を用い持参、又はFAXにより3(3)に掲げる担当課あてを行うこと。

FAXにより送信したときは、電話で到着を確認すること。

(2) 質問期間

公告の日から令和6年4月30日（火）午後5時まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く。）

(3) 回答方法

令和6年5月2日（木）午後5時までにFAXにて回答を行う。

6 その他

(1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 本公募参加者等又は契約の相手方が本件公募に関して要した経費は、当該公募参加者等又は契約の相手方が負担するものとする。

(3) 提出された企画提案書は返却しない。

(4) 提出期限後の提出書類の変更、差替え、または再提出は認めない

(5) 企画提案書の審査内容は非公表とし、審査結果についての異議申立ては認めない。

(6) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。

(7) その他詳細については説明書による。